

国連気候変動枠組条約第7回締約国会議ハイライト

2001年10月31日水曜日

UNFCCC 第7回締約国会議の出席者は、UNFCCC 6条(教育、訓練、啓発)、共同実施活動(AIJ)、その他の事柄を検討するため、SBSTAで会合した。遵守および議定書5条(方法上の問題)、7条(情報の送付)、8条(情報の検討)に関する交渉グループは、その作業を継続した。これに加えて、LDCs、CDM、JI、非附属書Iからの報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)、UNFCCCへの寄付金の支払い遅延、そして中央アジア、コーカサス、モルドバグループからのそのUNFCCCの下での地位に関する書状について、非公式折衝がもたれた。

SBSTA

UNFCCC 6条: 6条について、マレーシアと中国は、具体的な実施行動計画の重要性を強調した。米国は、活動の優先順位および作業計画策定に関するワークショップを提案した。セネガル、中央アフリカ共和国は、気候変化の日を呼びかけた。中国は、各締約国が、IPCC TAR についての一一般の認識を深めることに集中する必要があることを示唆し、モーリシャスは、6条の実施は、先進国と途上国両方での草の根レベルで行われるべきであると述べた。IUCNは、その教育とコミュニケーション・コミッションというグローバルな専門家ネットワークを通して、必要な作業を行う貢献を申し出た。Dovland議長は、締約国は明らかにより多くの行動を呼びかけていると述べ、結論草案の推こうに関する非公式折衝が行われることを告げた。

共同実施活動: AIJパイロットフェーズに関する第5回統合報告書について、米国は、継続的な年次報告を通じたパイロットフェーズ進行評価を行うこと、改善の要素を再検討すること、そしてパイロットフェーズでの受入国の経験を検討することを目的とした提案を提出した。同代表は、現在のCOPで、長期的な評価についての決定が行われ、締約国に対し、2002年3月までにコメントを提出するよう勧めることを、提案した。Dovland議長は、非公式折衝が行われると述べた。

その他の問題: カナダは、カルガリーでの「クリーンなエネルギーまたは温室効果ガス低排出のエネルギーの取引」に関する最近の会議について報告し、特に、クリーンなエネルギーまたは温室効果ガス低排出のエネルギーを最大限取り込むことは、国内での排出削減戦略だけでなく、国際的な取引に依存し、また議定書の下でのそのような取引は、大きな障壁にぶつかる可能性があり、排出削減機会を制限するほか、排出の増加に結びつくことさえ可能性があるという結論を強調した。同代表は、他の多くの締約国の支持を得て、方法上の問題に関するフォローアップのワークショップを提案した。Dovland議長は、この問題を非公式折衝に託した。

UNFCCC 4.6条 (EITs 向けの柔軟性)について、クロアチアは、この条文を活用することの重要性を強調した。Dovland議長は、SBSTA-16が、この問題を検討すること、締約国の見解は2002年2月1日までに事務局に送付できること、事務局は、クロアチアの国別情報の検討を行うことを、提案した。

成層圏オゾン層保護への努力と、グローバルな気候システムを守る努力との間の関係に関するかつての COP 決定について、EU は、SBSTA-16 での独立した議題となるべきであると提案した。Dovland 議長は、結論書草案を作成すると述べた。

交渉グループ

議定書 5 条、7 条、8 条:このグループは、7 条で求められている情報の作成に関するガイドライン草案を取り上げた。7.2 条 (国別情報に補足的な情報を含めること)の下での補足的な情報の報告について、出席者は、締約国が国内での活動を補うためのメカニズムの利用について情報を提供する「必要がある」のかそれとも「要請される」べきかをめぐって、意見が対立した。この問題は、COP に託された。

議定書 3.3 条 (植林、森林の減少、再植林) と 3.4 条 (追加的活動)の下での活動で報告されるべき一般情報についての条項に関し、オーストラリアは、環境十全性グループ、ロシア連邦、EU の支持を得て、ガイドラインの文章が、COP-6 パート II での LULUCF に関する決定書草案に含まれるものより詳細になっている場合が多いことを、注意した。同代表は、詳細を、IPCC の良好な実践行動ガイダンスで定義されるように、残すべきであることを、強調した。サウジアラビアは、締約国に対し、特に、報告される活動が間接的な人為的影響により二酸化炭素の除去をどう取り除いているかについての情報を提出するよう求める、追加のサブパラグラフを入れるよう提案した。ツバルは、ボンでの合意を反映することの必要性を強調し、ガイドラインに何を残すのか「つまんで選ぶべきではない」と述べた。LULUCF を扱うガイドラインパラグラフの草案作成グループ が会合することとなる。

その後出席者は、非遵守/メカニズムの適格性についての許容範囲問題に移った。事務局は、2000/2001 年に提出された締約国の国別情報に基づく問題の分析を提出した。同代表は、草案で提案されている許容範囲は、主要な排出源の分類と多くの小さな調整の合計が省かれられないよう確保することを指摘した。出席者は、前向きに反応し、木曜日には文章から括弧が外されるとの希望を表明した。

7 条のガイドラインに関する COP/MOP-1 決定書草案について、Dovland 議長は、非遵守/メカニズム適格性でのサブパラグラフに関連する頭書きが、草案作成グループで検討されることを提案した。出席者は、その後、国内システムの評価のタイミングに関する EU 案を承認し、7.2 条の下での補足的な情報の報告に関するセクションでの資金源についてのパラグラフで合意した。

遵守:出席者は、交渉の状況に関する共同議長のノンペーパーの検討を再開し、未解決の問題の大半を草案作成グループに託した。促進部 (facilitative branch) について、日本は、その取り扱う実施に関する疑問点のタイプについて、ボン合意での言葉を反映する意図を持つ提案を提出した。G-77/中国は、この提案にはさらなる説明が必要であると述べた。執行部 (enforcement branch) について、出席者は、議定書 7.4 条 (割当量のアカウントングに関するガイドラインと規則の設定)の下でのどの約束が、その権限内に入るかを特定する必要性について議論した。

提出について、オーストラリアは一つの締約国が別な締約国について実施への疑問を提出する可能性を削除する提案をし、これが、締約国間での断絶を生む可能性があることや、いずれ「他の理由」により利用される可能性があること、さらには、専門家評価チーム (ERTs) による報告書が、十分に告発 (triggering) プロセスを提供すると説明し、ロシア連邦の支持を得たが、いくつかの締約国の反対を受けた。EU は締約国から締約国への告発オプション

は、遵守手続きの有効性とバランスにとり有用であることを強調した。同代表は、イランとともに、ERTs の報告の中に疑問点を示すことができるのなら、主権国家は、また他の締約国に対抗する提出を行う可能性を持つべきであると、述べた。サモアは、手続きが、非対立的で多国間主義の特性を持っており、強制プロセスの条項が含まれていることを強調した。日本は、別な締約国に対する告発は、執行部に限定されるとの可能性を提案したが、中国はこれに反対した。Dovland 議長は、この問題は、草案作成の本質にあるものではないと述べ、このため、プレナリーに提起することとなると述べた。

一般手続きについて、G-77/中国は、該当する<告発された>締約国が、関連する機関に書面で回答する機会を持つ前に ERT 報告を公表しないとの提案を行った。ロシア連邦は、各機関で検討された情報は、プロセスの完了後に公表されることを提案した。スイスとノルウェーは、強制プロセスの条項の存在を強調し、また議定書 5 条、7 条、8 条と文章的に一貫性があることの必要性を強調した。

執行部での手続きについて、ロシア連邦は、該当する締約国が非公開のヒアリングを持つとの権利を反映した文章を提案したが、EU はこれに反対した。サモアは、情報へのアクセス、透明性、一般の参加と、締約国の主権を守ることとのバランスを壊すことへの懸念を表明した。

促進手続きについて、日本は、メカニズムの適格性を再度加える手続きについての提案を提出すると述べた。促進部により適用される結果について、ロシア連邦は、UNFCCC 4.3 条(資金源)、4.4 条(適応コスト)、4.5 条(技術移転)、4.7 条(約束達成の条件付帯)を取り入れることを求めた文章の削除を呼びかけ、G-77/中国はこれに反対した。

執行部により適用される結果について、日本は、議定書 5.1 条(国内システム)、5.2 条(調整)、7.1 条(年間目録)、7.4 条(割当量のアカウンティングに関するガイドラインと規則の設定)の非遵守の場合の結果を提供するパラグラフを削除することを提案し、EU はこれに反対した。

非公式グループ

CGE: Emily Ojoo-Massawa(ケニア)を議長とする、非附属書 I 締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)についての非公式なコンタクトグループは、国別報告書作成についてのガイドラインと CGE への委託条件の改訂、および LDCs からの NAPAs を、検討した。締約国間での見解が分かれていることから、Ojoo-Massawa 議長が、この問題についての文書草案の作成と、木曜日にグループが会合を再開することを提案する結果となった。

CDM: CDM に関する非公式折衝は、José Miguez (ブラジル)を議長として、午後には開かれた。出席者は、検証、モニタリング、クレジット供与に注目して、CDM のプロジェクト設計を検討し、文書草案での一定の進展が報告された。さまざまな技術上の問題について、非公式会議が、水曜日遅くに再開された。

共同実施: 共同実施に関する非公式グループは、午後遅くに開かれた会議で、JI に関する文書草案の技術的な詳細について、一定の進展を見たと言われている。

支払い遅延: Philip Weech (パハマ)が議長となり、寄付金の支払い遅延に対応する可能なオプションについて、非公式折衝がもたれた。グループでは、基幹予算への支払い遅延の結果として UNFCCC が直面する問題と不都合、また SBI が COP への提案の土台として検討し

たいと希望している可能性のある追加オプションを含めて、SB-12 から保留となっている文章を検討した。文章については、木曜日午後でのさらなる非公式折衝まで持ち越された。

条約の下での各締約国の地位: John Ashe を議長とするこれらの非公式折衝では、締約国の中央アジア、コーカサス、モルドバグループからの、UNFCCC の下でのこれら諸国の地位に関する書状を取り上げた。出席者は、UNFCCC で用いられる「途上国」の用語の明確な定義を求める関連締約国からの要請を検討した。G-77/中国から懸念が表明されたのに続いて、Ashe 議長は、この問題の検討を、SB-16 および COP-8 まで持ち越すことを提案した。さらなる非公式折衝が、木曜日に行われる可能性がある。

LDCs: LDCs に関する問題の非公式グループは夕方に、NAPA ガイドライン、LDC 専門家グループ、LDC 基金へのガイダンスについて、討議を開始した。マラウィは、NAPAs 作成のガイドラインを含めた新しい提案を紹介し、出席者はその後これを検討した。

廊下にて

何人かの出席者が、COP-7 での大きな作業量についてコメントし、補助機関が抱えている多数の問題や、これらを検討するために多くの非公式グループが形成されたことを指摘し、これら全ては、ボン合意書の下でのさまざまな決定書草案に関する交渉グループに残されている作業量に追加的であると指摘した。一部の出席者が、補助機関での問題で大きな進展を見る機会を失うことを懸念しているようであるが、他の出席者は、特に交渉グループでこれまでのところ進展がないことから、ボン合意書の下での作業が優先されるべきであると述べた。

別なニュースとして、来年のヨハネスブルグでの WWSD 持続可能な開発に関する世界サミットで検討されるマラケシュ宣言についての作業が行われているとのうわさが、水曜日遅くにとびかった。一方、一部の出席者は、CDM 執行理事会の構成決定プロセスについて、混乱と懸念を表明している。

今日の注目

交渉グループ: 5 条、7 条、8 条: このグループは、Fez I で午前 10 時に作業継続のため会合する。

メカニズム: このグループは、その作業のさらなる進展を図る試みとして、10 時に会議を再開し一日中継続する。

遵守: このグループは、Plenary II で午後 5 時に会合する。

非公式グループ: 非公式グループは、CGE (正午から午後 1 時と午後 4 時から 5 時に Fez 1 で) と、LDCs (午後 5 時に Plenary II で) に関して会合することが期待される。草案作成グループも、交渉グループが解決できなかった問題を扱うため、会合する。さらなる詳細はモニターをチェックされたい。